

栗東市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月23日

栗東市監査委員 井之口 秀行

栗東市監査委員 林 好男

財政援助団体等監査結果

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第2 監査の対象および監査期日

1 財政援助団体

コミュニティセンター金 勝 平成27年5月29日

コミュニティセンター治 田 平成27年5月26日

コミュニティセンター治田東 平成27年5月26日

（以下書類審査）

コミュニティセンター葉山、コミュニティセンター葉山東、

コミュニティセンター治田西、コミュニティセンター大宝、

コミュニティセンター大宝東、コミュニティセンター大宝西

平成27年5月8日～平成27年6月10日

滋賀県南部森林組合 平成27年8月 3日

2 出資団体監査

栗東都市整備株式会社 平成27年8月 5日

第3 監査にあたった監査委員

井之口 秀行 ・ 山本 章 ・ 林 好男

第4 監査の概要

1 監査対象範囲

平成26年度における市から補助している資金に係る出納その他の事務の執行について

2 監査の方法

市が財政援助（補助金等交付）を行っている関係団体の中から選定し、その団体に財政援助等をしている主管課に対して監査関係資料等の提出を求め、事前調査を行い、当該団体関係者から説明により、栗東市監査基準に基づき実施した。

第5 監査の結果

監査の範囲内において、補助金等に関する事務の執行は概ね適正に処理されていた。

1 財政援助団体

(コミュニティセンターに対する意見)

○事務処理について、自治振興課の指導の下、今後も適正処理に精励されたい。

(主管課に対する意見)

○規則や協定書に基づいた事務分掌となるよう、各センターに指導されたい。また、事務分掌表については、担当者が不在の場合の責任を明確にするため、副担当者欄を設けるよう指導されたい。

(滋賀南部森林組合に対する意見)

○こんぜの里は、山の四季の巡りを楽しむハイカーや観光客の休息の場として活用されている施設であり、また本市の観光地としての賑わいが増すよう、今後も創意工夫に取り組みられることに期待する。

(主管課に対する意見)

○財政援助団体として、目的に沿った健全運営ができるよう、一層の支援に努められたい。

2 出資団体監査

(栗東都市整備株式会社に対する意見)

○栗東駅周辺は、地域住民の住みよい環境にあり、満足度も高いとの統計結果も出ている。今後も栗東駅周辺地域の活性化に向けて、また市民ニーズにあった取り組みの先駆者として寄与されることに期待する。

(主管課に対する意見)

○出資団体として、目的に沿った健全運営ができるよう、一層の支援に努められたい。

公の施設の指定管理監査の結果

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

1 障害児地域活動施設

指定管理者 特定非営利活動法人 チョー栗東元気玉クラブ
所管部署 健康福祉部 障がい福祉課

第3 監査の期間

平成27年9月2日から平成27年12月10日まで

第4 監査にあたった監査委員

井之口 秀行 ・ 林 好男

第5 監査の方法

公の施設の平成26年度の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。

監査にあたっては、監査対象団体及び所管部署から関係書類の提出を求め、事務局職員が関係書帳簿および証拠書類との照合等により行った事前監査結果も踏まえ、監査対象団体に出向き、関係者から説明を求めるなどにより実施した。

第6 監査の着眼点

監査は、次の着眼点により実施した。

1 指定管理者関係

(1) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。

(2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ア 普通地方公共団体や市長等との協議、通知、各種報告は協定等どおりなされているか。特に、協議、承認なく処理しているものはないか。

イ 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。

ウ 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。

エ 事業報告書の提出は期限内になされているか。

オ 事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）

カ 経費節減は図られているか。

キ 住民の平等利用は確保されているか。

- (3) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
 - ア 利用料金はあらかじめ承認を得ているか。
 - イ 利用料金の収納は適正に行われているか。
 - ウ 利用料金は、管理経費に充当され適正に運用されているか。
- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

2 所管部署関係

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
 - ア 指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例に規定されているか。
 - イ 利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。また、指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。その承認の手続きは適正に行われているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
 - ア 指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間等について、議会の議決を経ているか。
 - イ 指定にあたって、学識経験者等の意見等を聴いているか。
 - ウ その他指定の手続きは条例等に基づき適正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
 - ア 管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。
 - イ 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。
 - ウ 条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。
 - エ 個人情報保護に関して必要な措置を講じているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (8) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

第7 指定管理の概要

1 栗東市障害児地域活動施設

(1) 指定管理者名称

特定非営利活動法人 チョー栗東元気玉クラブ

(2) 指定の意義

障害児地域活動施設の管理に関し、民間事業者の能力を活用しつつ、本施設の利用者の利便を向上させ、障がいのある児童の健全な育成と地域福祉の一層の増進を図る。

(3) 業務の範囲

施設の運営に関する業務

ア 施設の利用に関する業務

イ 施設の入所の承認（取り消しを含む）に関する業務

ウ 施設の利用料金の徴収に関する業務

施設の維持管理に関する業務

ア 施設及び設備の保守点検に関する業務

イ 施設の清掃に関する業務

ウ 備品類の管理・調達に関する業務

エ その他の維持管理に係る業務

その他の業務

ア 事業計画書及び収支予算書の作成に関する業務

イ 業務報告書の作成に関する業務

ウ 事業報告書及び収支決算書の作成に関する業務

エ 施設の保守点検、施設点検等の報告に関する業務

オ 職員研修（人権研修・同和問題職場内研修等）に関する業務

カ 施設の環境マネジメントシステムの運用における必要な記録（法定点検、施設点検等）の報告に関する業務

(4) 指定管理期間

平成24年4月1日 ～ 平成29年3月31日

(5) 指定管理費

平成26年度 12,509,000円

(6) 決算額

平成26年度 12,509,000円

(7) 施設の概要

ア 名 称 栗東市障害児地域活動施設

イ 所在地 栗東市高野568番地4

ウ 設置時期 平成16年7月

エ 施設概要

① 敷地面積 296.28㎡

② 建物概要

構 造 木造平屋建

延床面積 105.30㎡

施設内容 遊戯室、調理室兼事務室、納戸、トイレ、多目的トイレ、更衣室

第8 監査の結果

平成26年度における指定管理に係わる財務その他の事務の執行について監査した結果、当該指定管理者の施設の管理状況等については、概ね適正に行われていると認められた。

しかし、次のとおり一部に改善及び検討を要する事項が見受けられたので、これらに留意し、適正で合理的かつ効率的な事務事業の執行に一層努力されたい。

1 栗東市障害児地域活動施設

(1) 指定管理者

ア 基本協定書に基づき、事業計画書と事業報告書を提出している。しかし、収支予算書と収支決算書の内容が異なっている。予算書と異なる科目の支出をする際は、所管部署と協議の上、補正予算書を提出し、適正な支出に努められたい。

イ 対象児童の入所については、条例ならびに規則で定めるところにより、あらかじめ指定管理者に申請し、その承認を得なければならないとあるが、定められた入所申請書及び決定通知書が使用されていなかった。法令遵守に努められたい。

ウ 出勤簿については、全職員がタイムカードを利用している。しかし、平成26年度のタイムカードが破棄されていた。労務関係書類については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第109条で3年間の保存が義務づけられている。法令遵守に努められたい。

エ 緊急時の対応については、日頃から必要な訓練を行うとともに、児童館・学童保育所と連携して、安全な避難経路の確保に努められたい。

オ 来年度より業務を児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービス（以下「放課後デイサービス」という。）の実施に変更される。放課後デイサービスは、支援を必要とする障がいのある子どもに対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することにより、子どもの最善の利益と保障と健全な育成を図るものである。実施するに当たっては、個々の子どもの状況に応じて不断に創意工夫を図り、提供する支援の質の向上に努められることを期待する。

(2) 所管部署

- ア 指定管理者から提出されている予算書と決算書に記載されている内容が異なっている（(1)指定管理者のアにおいて前述）。所管部署は、指定管理者から提出された報告書の確認・評価を行い、施設の管理運営の適正化を図ることは必要不可欠である。指定管理者に改善に向けた指導を行うとともに、必要に応じて業務の実施状況、収支状況等の確認を行うよう努められたい。
- イ 指定管理者は関係法令（条例を含む）の定めるところによる適切な施設管理ならびに協定等に基づく義務の履行が適切に行われていない状況が見受けられた（(1)指定管理者のイ・ウにおいて前述）。法令を遵守し、適正な管理ならびに事務処理がなされるよう指導されたい。
- ウ 来年度より放課後デイサービスを業務とする指定管理者に対し、子どものニーズに応じた適切な支援の提供と質の向上が確保されるよう定期的に打ち合わせを実施し、円滑な事業運営が行われるよう支援されたい。
- エ 緊急時の対応については、日頃から必要な訓練を行うとともに、児童館・学童保育所と連携して、安全な避難経路の確保に努めるよう指導されたい。
- オ 平成28年度に指定管理者を募集するに当たり、平成27年に見直された指定管理者制度の運用に関する指針のとおり、モニタリング分析や外部評価の導入等を通じて、新たな指定管理者が常に改善を図れる体制となるよう準備を進められたい。

以 上